

第 13 回会議での協議部分についての条文（案）

（目的）

第 1 条 この条例は、岩倉市自治基本条例（平成 24 年岩倉市条例第 31 号。以下「自治基本条例」といいます。）第 10 条第 4 項及び第 12 条第 2 項の規定に基づき、市民参加及び協働並びに住民投票に関し基本的な事項を定めることにより、市民の意見を広く市政に反映させること及び協働による**まちづくりの推進**を目的とします。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- （1）市民 自治基本条例第 3 条第 1 号に規定する市民をいいます。
- （2）投票資格者 住民投票における投票の資格を有する者をいいます。
- （3）審議会等 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関及びこれに類するものをいいます。
- （4）アンケート 広く市民の意識を把握するために、執行機関が調査項目を設定して、一定期間内に市民から回答を求める調査をいいます。
- （5）意見交換会 広く市民の意見を直接聴くために、市民と執行機関又は市民同士が議論することを目的として開催する集まりをいいます。
- （6）公聴会 市政に係る政策等の案に対して、賛成の意見と反対の意見が存在する場合において、市民の意見を聴くために開催する会議をいいます。
- （7）市民討議会 潜在的な市民の意見を施策に反映する必要がある場合において、執行機関が無作為抽出により市民を選出して開催する集まりをいいます。
- （8）パブリックコメント手続 計画の策定、条例の制定等に当たり、その案その他必要な事項をあらかじめ公表して広く市民の意見を募集し、それらの意見及び当該意見に対する執行機関の考え方を公表する一連の手続をいいます。
- （9）政策提案制度 市民が具体的な政策を提案し、その提案に対し、執行機関が多面的かつ総合的に検討し、意思決定を行うとともに、その提案の概要、執行機関の考え方等を公表する一連の制度をいいます。
- （10）市民委員登録制度 市民参加の裾野を広げ、新たな人材を発掘するために、審議会等の委員の候補者としてあらかじめ市民を登録する制度をいいます。

（市民の役割）

第 3 条 市民は、市政及びまちづくりについて、関心を持ち理解するよう努めます。

- 2 市民は、市政及びまちづくりへの積極的な参加や協働によるまちづくりを行うことができます。
- 3 市民は、互いを理解し尊重するよう努めます。

(議会の責務)

第4条 議会は、岩倉市議会基本条例（平成23年岩倉市条例第1号）に基づき、市民参加及び協働に努めるものとします。

(執行機関の責務)

第5条 執行機関は、市政及びまちづくりに関する情報を積極的に市民に提供するものとします。

2 執行機関は、市民参加の機会を公平に提供するとともに、市民との協働を積極的に推進するものとします。

3 執行機関は、市民参加及び協働を推進するため、必要な施策を実施し、環境の整備を行うものとします。

(職員の責務)

第6条 職員は、市民参加及び協働を推進するため、この条例の趣旨を理解し、誠実に職務を遂行するものとします。

(市民参加の手続の対象)

第7条 執行機関は、次に掲げる事項（以下「対象事項」といいます。）を実施しようとするときは、市民参加の手続を行わなければなりません。

(1) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し及び評価

(2) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

(3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更

(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

2 執行機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民参加の手続の対象としないことができます。

(1) 軽易なもの

(2) 緊急に行わなければならないもの

(3) 法令の規定により事務事業等の実施の基準が定められており、その基準に基づいて実施するため、市民参加の手続の結果を反映しがたいもの

(4) 法令の規定により別に市民参加の手続と同様の手続について定められているもの

(5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

(6) 執行機関の権限に属さないもの

(市民参加の手続の方法)

第8条 執行機関は、前条第1項の規定による市民参加の手続を行うときは、より多くの市民の意見を反映するため、次に掲げる方法のうちから、複数の方法により行うよう努めなければなりません。

(1) 審議会等の設置

(2) アンケートの実施

(3) 意見交換会等（意見交換会、公聴会及び市民討議会をいいます。）の開催

(4) パブリックコメント手続

2 市民以外の者が当該事項について利害関係を有するものがあるときは、市民参加の手続に準じた方法で、それらの者の意見を聴くよう努めるものとします。

（市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表）

第9条 執行機関は、年度当初に、その年度の市民参加の手続の実施予定を取りまとめ、これを公表するとともに、市民参加の手続を実施するときは、その都度、適切な時期にその実施内容について、公表するものとします。

2 執行機関は、次の各号に掲げる市民参加の手続を実施したときは、それぞれ各号に定める情報を、速やかに公表しなければなりません。会議等が非公開で行われた場合又はその情報に非公開情報（岩倉市情報公開条例（昭和63年岩倉市条例第18号）第6条第1項各号に定める情報をいいます。）が含まれているときも、非公開情報以外の情報は公表するよう努めます。

(1) 審議会等の会議、意見交換会、公聴会及び市民討議会 会議録及びこれらの会議等で述べられた意見に対する執行機関の検討結果

(2) アンケート 集計結果

(3) パブリックコメント 対象事項の題名、対象事項の案の公表の日、提出された意見又はその概要（提出された意見がなかった場合にあっては、その旨）並びに提出された意見を検討した結果及びその理由

(4) 政策提案手続 提案の内容、提案に対する検討の結果及びその理由

3 執行機関は、前年度の市民参加の手続の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとします。

（審議会等の委員）

第10条 執行機関は、審議会等の委員の選任に当たっては、法令の規定により委員の構成が定められている場合を除き、原則として公募により選任する市民及び市民委員登録制度により登録された市民を含めるものとします。

2 執行機関は、審議会等の委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、委員の在職年数及び他の審議会等の委員との兼職状況等に配慮し、より多くの市民に参加の機会が与えられるよう努めるものとします。

3 執行機関は、審議会等の委員を選任したときは、原則として委員の氏名、選任区分及び任期を公表するものとします。

（審議会等の会議の公開）

第11条 審議会等の会議は、公開するものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができます。

(1) 法令等の規定により公開しないこととされている場合

(2) 非公開情報が含まれている場合

(3) 会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

2 執行機関は、**市民参加の手續として**審議会等の会議を開催しようとするときは、あらかじめ開催日時、開催場所、傍聴の手續等を公表しなければなりません。

(アンケートの実施)

第12条 執行機関は、アンケートを実施するに当たっては、その目的を明らかにし、回答に必要な情報を併せて提供しなければなりません。

(意見交換会の開催)

第13条 執行機関は、意見交換会を開催しようとするときは、あらかじめ開催日時、開催場所、議題等を公表しなければなりません。

(公聴会の開催)

第14条 執行機関は、公聴会を開催しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表しなければなりません。

(1) 公聴会の開催の日時及び場所

(2) 政策等の案及び案に関する資料

(3) 公聴会に出席して意見を述べることができる者の範囲

(4) 公聴会に出席して意見を述べることを希望する場合の意見の提出先、提出方法及び提出期間

(5) 前各号に掲げるもののほか、公聴会の開催に当たり必要と認める事項

2 執行機関は、意見の提出期間内に意見の提出がなかったときは、公聴会を中止し、その旨を速やかに公表するものとします。

3 公聴会は、市長が指名する者が公聴会の議長となり、公聴会の議長が公聴会を主宰します。

4 公聴会の議長は、公聴会を開催したときは、その都度、公聴会で述べられた意見等を記録し、市長に報告しなければなりません。

(公聴会の公述人)

第15条 市民は、対象事項に対する賛否及びその理由を記載した書面をあらかじめ提出することにより、公聴会で意見を述べることを申し出ることができます。

2 執行機関は、必要と認めるときは、対象事項に関し識見を有する者に意見を**求める**ことができます。

3 公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述人」といいます。）は、第1項の規定による申出をした者及び前項の識見を有する者の中から**執行機関が**決定します。この場合において、その案件に対し賛成者及び反対者がいるときは、一方の意見に偏らないように公述人を決定しなければなりません。